

性犯罪被害者の声を刑事司法はどのように聞くべきか？



後藤 弘子 Goto Hiroko

大学院社会科学研究院教授

専門分野：刑事法

1987年慶應義塾大学大学院法学研究科博士後期課程を単位取得満期退学。立教大学法学部助手、東京富士大学助教授、2004年より千葉大学大学院専門法務研究科教授を経て、現在千葉大学大学院社会科学研究院教授。

「子どもと女性の犯罪被害・加害に対してどのような対応を社会や制度が行うべきか」について研究しています。

— どのような研究内容か？

2017年に110年ぶりに刑法の性犯罪に関する規定が大幅に改正されました。これまで被害者が女性に限定されていた規定がジェンダー・ニュートラルに改正され、強姦罪も「強姦性交等罪」と罪名が変わりました。また、18歳未満の親などの親による性犯罪は、監護者性交等罪として新しい規定が設けられました。けれども、被害者の同意がないことを問題としなければならないはずなのに、加害者が暴行・脅迫を行ったかどうかによって、犯罪成立が左右されることや、13歳以上の中学生であれば、成人と同様に性交についての同意があるとする規定は、刑法ができた当時から変わっていません。考えてみてください。110年前は、明治時代の終わりで、女性に参政権はなく、治安維持法では女性が集会を持つことが禁止されていました。男性だけの有権者が選んだ議員が作った法律には女性の声は反映されていません。今回の改正はいくつかの点で被害者の声を反映したものとなりましたが、まだまだ十分ではありません。また、今回の改正では、立法だけではなく司法におけるジェンダー・バイアスが問題とされました。司法がどれだけジェンダー的に偏っているかについて分析してジェンダー・ニュートラルな司法をどう実現するかを研究しています。

— 何の役に立つ研究なのか？

この研究は、現在の立法や司法がどれだけジェンダー・バイアスに満ちているかを分析し、その上で、性犯罪被害者の声をどう立法や司法に届けるかを考えるものですから、研究成果は、声を聴いてもらえない多くの性犯罪被害者を支援することに役立ちます。立法や司法を変えることはそう簡単ではありません。けれども研究を続けて、社会に発信していくことで、少しでも社会の意識や制度を変えることができます。

— 今後の計画は？

今回の改正法には、3年後の見直しの附則がついています。110年経過しても変わらなかった規定を変えるためには、日本よりも被害者支援という意味で何週も進んだ他国の規定から学ぶことが必要です。また、性犯罪で無罪になった裁判例を数多く検討することで、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事司法の大原則とどう調和させていけばいいのかについて検討していきたいと思っています。

— 関連ウェブサイトへのリンク URL

- ▶ 法務省性犯罪の罰則に関する検討会第3回会議（平成26年11月28日）参考人としての意見
- ▶ マル激トーク・オン・ダイヤモンド 第876回（2018年1月20日）性暴力被害者に寄り添う社会を作るために

— 成果を客観的に示す論文や新聞等での掲載の紹介

- 2013年から2015年までの「知（地）の拠点事業」（COC事業）における「性暴力被害支援システムの構築」によって、NPO法人「千葉性暴力被害支援センターちさと」を設立しました。「ちさと」は国が施策として推し進めている性暴力ワンストップセンターの一つで、千葉には残念ながら一つしかありません。（図1）
- 「性犯罪規定、改正後残る課題」として、最近の性犯罪で不起訴になった事件を取り上げ、論じました。東京新聞2017年11月13日付夕刊
- 現代思想2018年7月号で『性暴力＝セクハラ』という特集が行われました。そこで、「性犯罪規制の改正が意味するもの」という論考が掲載されました。この論考について、朝日新聞2018年7月29日付の「論×論×論」で首都大学東京の木村草太教授によって取り上げられました。



図1：千葉性暴力被害支援システムの構築

—— 学生や若手研究者へのメッセージ

千葉大学では、学部の1年生の科目に「ジェンダーを考える」というオムニバスの科目があります。そこで、今年度は性犯罪について取り上げ、大学生が作った「セクシャル・コンセント・ハンドブック」を配布しました。改めて性行為と同意の問題を考え直したという感想が寄せられました。この研究は私たち一人ひとりの生き方にも関係するもので、それにかかわれることを誇りに思います。